

# 令和5年度第1回定例記者懇談会次第

日時：令和5年4月27日（木）午前10時00分～

場所：岩滝保健センター 2階 会議室1・2

## ■ 開会

町長あいさつ

## ■ 報告

1. 地域力創造アドバイザー招へい事業 (資料1)
2. 医療技術職確保奨学金返還支援補助金 (資料2)
3. 子育て世帯移住定住促進事業補助金 (資料3)
4. 低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金 (資料4)
5. 公共下水道使用料の改定 (資料5)
6. 公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の福祉減免制度 (資料6)
7. 家庭向け太陽光発電・蓄電設備導入費補助金 (資料7)
8. 織物事業者に対する支援事業補助金 (資料8)
9. クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金 (資料9)
10. 加悦谷祭り、岩滝祭り、曳山祭り (資料10)

## ■ 閉会

## Press Release

## 報道各社 御中

令和 5 年 4 月 2 7 日  
与 謝 野 町

## 地域力創造アドバイザー招へい事業

～(株)和える<sup>あ</sup> 矢島里佳<sup>やじまりか</sup> 氏を招へいし、新たな観光戦略を策定～

与謝野町では、与謝野町観光協会と連携し、新型コロナウイルスの影響を踏まえた新しい観光戦略を策定するため、「地域力創造アドバイザー招へい事業」を活用し、「先人の智慧と現代の感性を和えることで、伝統を次世代につなぐ仕組みづくり」に取り組む(株)和える 矢島里佳 氏を招へいし、与謝野町が目的地となるような、新たな観光コンテンツの造成や持続可能な観光を見据えた地域づくりに取り組みます。

## 1. 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日 (土) ～令和 6 年 3 月 3 1 日 (日)

## 2. 事業内容

- (1) 新たな観光戦略策定に向けたアドバイス
- (2) 観光データ分析に基づく観光コンテンツの磨き上げ
- (3) 与謝野ファン獲得に向けた新たな高付加価値商品の開発支援

## 3. 当面のスケジュール

5 月 2 9 日 (月) に(株)和える 矢島里佳氏に来町いただき、海の京都 DMO と共同で観光データ分析会議を開催する予定としています。

## 4. その他

## ■(株)和える 矢島里佳氏プロフィール

1988 年東京都生まれ。19 歳の頃から全国を回り始め、大学時代に日本の伝統文化・産業の情報発信の仕事始める。「日本の伝統を次世代につなぎたい」という思いから、大学 4 年時の 2011 年 3 月、株式会社和えるを創業。慶應義塾大学政策・メディア研究科修士課程 社会イノベーターコース修了。内閣官房「ふるさとづくり実践活動チーム」委員なども務める。

## ■(株)和える 矢島里佳氏からのコメント

「お帰りなさい」心の故郷のような体感を得られる魅力を、与謝野町には感じます。この魅力を受け止めていただける方へ、丁寧に伝えるお手伝いできれば幸いです。

「地域力創造アドバイザー招へい事業」とは

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする自治体が、地域活性化の取組みに関する知見やノウハウを持っている外部専門家「地域力創造アドバイザー」を招へいし、指導や助言を受けながら取り組む事業（総務省支援制度）

## 問い合わせ先

産業観光課 観光振興係

担当：西原

電話：0772-43-9012

## Press Release

## 報道各社 御中

令和 5 年 4 月 2 7 日  
与 謝 野 町**医療技術職確保奨学金返還支援補助金を創設します  
～宮津市・伊根町・与謝野町の共同事業～**

宮津市・伊根町・与謝野町では、京都府立医科大学附属北部医療センター（以下、北部医療センター）の医療技術職を確保し、地域医療の充実に資することを目的に、北部医療センターの医療技術職として就業した方が返還する奨学金の一部を補助します。

**1. 補助対象者**

- (1) 北部医療センターに医療技術者として勤務し1週間の所定労働時間が30時間以上の方
- (2) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に返還予定又は返還を開始しており、かつ滞納していない方
- (3) 市町村税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない方
- (4) 暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有しない方

**2. 補助制度概要**

- (1) 補助金額 月額30,000円を上限とし最大120ヵ月
- (2) 定員 5名（定員になりしだい締め切ります）
- (3) 対象となる奨学金 独立行政法人日本学生支援機構第一種・二種奨学金 等

**3. 申込期間**

北部医療センターに採用又は任用後30日以内に必要書類を添えて交付申請書を提出

**4. その他**

申請先（共同事務局）宮津市健康福祉部 健康・介護課 健康増進係（ミップル4階）

※ その他、詳細は別添「申請の手引き」をご参照ください。

**問い合わせ先**

保健課 国保・医療係

担当：矢野

電話：0772-43-9022

# 医療技術職確保奨学金返還支援補助金 申請の手引き（令和5年度）

北部医療センターの医療技術職を確保し、地域医療の充実に資することを目的に、医療技術職として就業した方が返還する奨学金の一部を補助します。

## 1. 対象要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 北部医療センターに医療技術者（※1）として勤務し1週間の所定労働時間が30時間以上の方（※2）
- (2) 大学等の在学期間に奨学金（※3）を借り受け、卒業後に返還予定又は返還を開始しており、かつ滞納していない方
- (3) 市町村税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない方
- (4) 暴力団員等（※4）又は暴力団と密接な関係を有しない方

※1 医療技術者の職種は、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、技能訓練士、管理栄養士、臨床工学技士、歯科衛生士とします。

※2 令和5年4月1日以後の職員募集により採用された方

※3 「2. 対象となる奨学金」をご確認ください。

※4 暴力団員等とは、宮津市暴力団排除条例第2条第3号、伊根町及び与謝野町の暴力団排除条例第2条第4号に規定するもの

## 2. 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 国又は地方公共団体奨学金
- (4) 大学等独自の奨学金
- (5) その他市長が認める奨学金

## 3. 補助内容

補助金額	月額 30,000 円を上限（※4）
補助期間	最大 120 カ月

※4 奨学金の返還が半年賦又は年賦の場合は、当該年度の返還額を12月で除した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額とします。

## 4. 定員

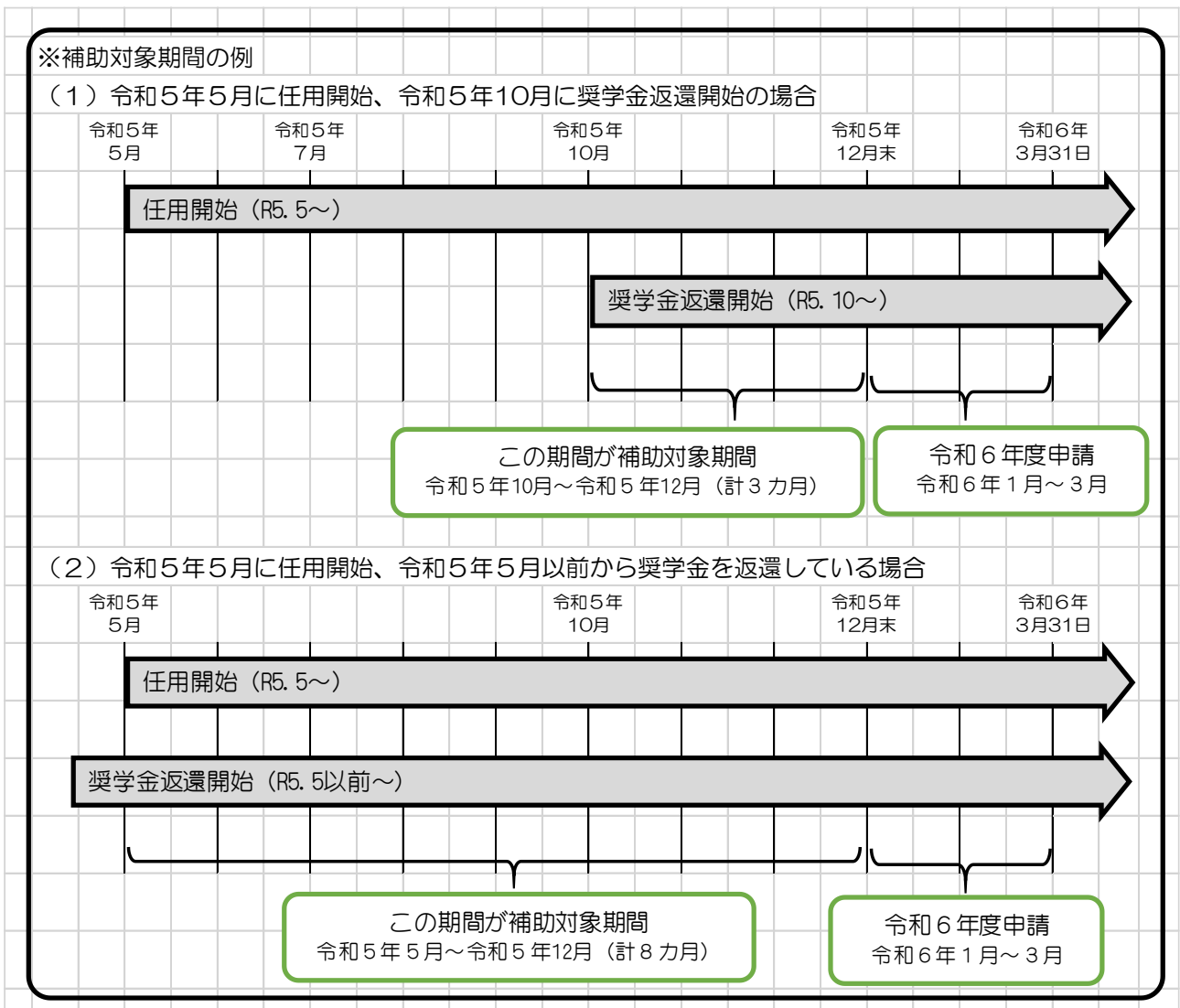
5名（定員になりましたら締め切ります。）

## 5. 補助対象期間

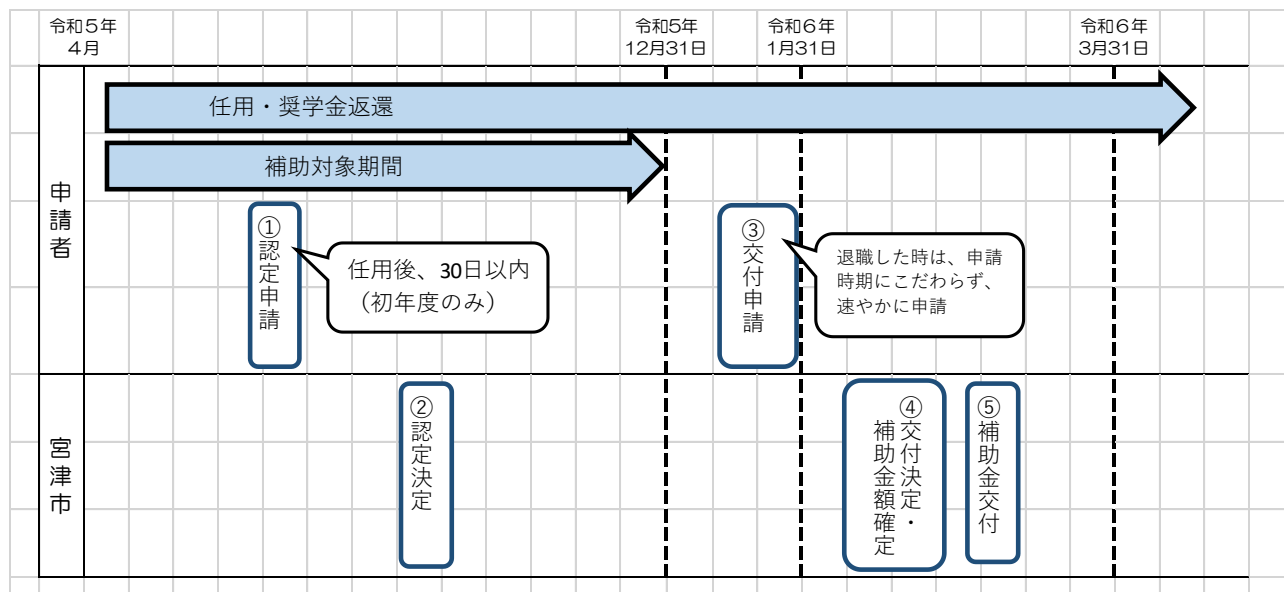
北部医療センターに就業した月又は奨学金の最初の返還期日に属する月のいずれか遅い月から起算して120箇月を限度とします。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、当該事実が生じた日の属する月までを補助対象期間とします。

- (1) 奨学金を完済したとき。
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (3) 医療技術者としての就業を離職したとき。



## 6. 申請から交付までの流れ



### ① 認定申請（随時）

補助金の交付を受けようとする方は、採用又は任用後 30 日以内に、必要書類を添えて、交付申請書を提出してください。

### ② 認定決定（随時）

提出された交付申請書類を審査し、認定（不認定）通知書を送付します。

### ③ 交付申請（令和6年1月31日（水）必着）

②で認定を受けた方は、令和5年12月分の奨学金返還を確認後、必要書類を添えて、補助金交付申請書を提出してください。期限内に交付申請書が提出されない場合、認定決定を取り消すことがあります。

### ④ 交付決定・補助金額確定（令和6年2月～3月）

提出された交付申請書類を審査し、補助金交付の可否の決定、補助金の額を確定し、交付決定兼確定通知書を送付します。

### ⑤ 補助金交付（令和6年3月）

指定された口座へ補助金を支払います。

## 7. 認定申請

- (1) 申請方法 申請書類を提出
- (2) 提出先 宮津市役所 健康・介護課 健康増進係（ミップル4階）
- (3) 申請期限 随時（採用又は任用後30日以内）
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求められます。）

必要書類	備考
① 医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定申請書（※）	様式第1号
② 奨学金の名称、借入金額、借入期間、返還計画及び返還実績が確認できる書類	
③ 就業証明書（※）	様式第2号

※書類は、宮津市ホームページ又は健康増進係窓口で取得できます。

## 8. 交付申請

- (1) 申請方法 申請書類を提出
- (2) 提出先 宮津市役所 健康・介護課 健康増進係（ミップル4階）
- (3) 申請期限 令和6年1月31日
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求められます。）

必要書類	備考
① 医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付申請書（※）	様式第6号
② 奨学金の返還額が確認できる書類（領収書、通帳、振込依頼書の写し等）	
③ 就業証明書（※）	様式第2号
④ 奨学金借入残額及び償還期間が確認できる書類	
⑤ 市町村税に滞納がないことが確認できる書類	

※書類は、宮津市ホームページ又は健康増進係窓口で取得できます。

## 9. その他

### 注意事項

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還していただきます。
- ・申請書類は、認定の可否を決定する重要な書類です。遺漏のないよう正確に記載してください。
- ・申請書類は、認定の可否に関わらず返却しますので、ご了承ください。

### 申請先・問い合わせ先

〒626-0012

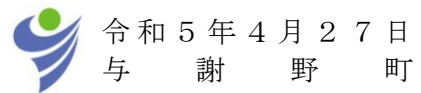
京都府宮津市字浜町 3012 宮津阪急ビル（ミップル）4階

宮津市健康福祉部 健康・介護課

TEL 0772-45-1624 FAX 0772-22-8438

## Press Release

## 報道各社 御中

**子育て世帯移住定住促進事業補助金を拡充します  
～令和 5 年度から子育て世帯の年齢制限を撤廃～**

与謝野町では、与謝野町への子育て世帯の移住定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、与謝野町に移住し、定住する目的で家屋の新築または新築建売住宅・中古住宅を購入する子育て世帯に対して補助金を交付します。

令和 5 年度からは、子育て世帯の年齢制限を撤廃し、制度を拡充します。

**1. 補助対象者**

以下の①から③のすべてを満たす方

- ① 子育て世帯の世帯主であって、自治組織に加入し、及び地域活動に参加する意思を持つ次のいずれかに該当する方
  - ア 移住者であって、住民基本台帳に登録された日（転入日）において 5 年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方で、申請日において転入後 3 年以内の方
  - イ 移住希望者であって、申請日において 5 年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方
- ② 令和 3 年 4 月 1 日以降に住宅取得に係る契約をし、かつ、住宅を新築した場合は登記事項に記載された新築の日、住宅を購入した場合は売買契約書における契約日から 1 年以内に申請をした方
- ③ 当該住宅を自らが居住する住居とし、10 年以上定住する意思を持つ方（途中で転居されたり、当該住宅を解体、譲渡等した場合には補助金の返還を求めることがあります。）

**2. 補助制度概要**

- (1) 基本額 100 万円（ただし、住居取得のために必要な費用の額を上限とします）
- (2) 加算額
  - ①町内建築事業者建築加算額：20 万円
  - ②町分譲宅地取得加算額：10 万円
  - ③子育て世帯加算額 10 万円／人
  - ④移住促進特別区域加算額：10 万円

※ 基本額に加え加算により最大 220 万円

※ 予算がなくなり次第終了します。

**3. その他**

令和 4 年度実績：5 世帯 16 人

**問い合わせ先**

企画財政課 地域協働係

担当：成毛

電話：0772 - 43 - 9015



# Press Release

## 報道各社 御中



令和 5 年 4 月 2 7 日  
与 謝 野 町

### 低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金を支給します

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情踏まえた生活支援を行うため、特別給付金を支給します。

#### 1. 給付額

児童一人あたり一律 5 万円

#### 2. 給付対象世帯

(1) 給付世帯数 62 件 (130 人)

(2) 給付予定額 650 万円 (130 人 × 5 万円)

#### 3. スケジュール

低所得の子育て世帯に対して可能な限り 5 月までに支給予定 (申請不要)

#### 4. 費用

全額国庫負担 (10 / 10)

※ 低所得のひとり親世帯に対する支援は、京都府が実施

#### 問い合わせ先

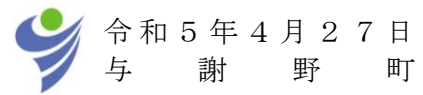
子育て応援課 家庭応援係

担当：半海

電話：0772 - 43 - 9024

## Press Release

## 報道各社 御中



令和5年4月27日  
与謝野町

## 公共下水道使用料などを改定します ～令和5年6月1日(木)から平均13.1%の改定～

与謝野町では、令和5年2月15日（水）に召集された与謝野町議会2月臨時議会において、「公共下水道使用料条例の一部改正」などが可決され、令和5年6月1日（木）から公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について、平均13.1%の改定を行います。

### 1. 使用水量別比較（1ヵ月、税込）

使用量	現行料金	改定後料金	増加額
8 m <sup>2</sup>	1,315円	1,485円	170円
10 m <sup>2</sup>	1,425円	1,617円	192円
20 m <sup>2</sup>	2,954円	3,355円	401円
30 m <sup>2</sup>	4,582円	5,203円	621円
40 m <sup>2</sup>	6,320円	7,183円	863円
50 m <sup>2</sup>	8,113円	9,218円	1,105円
100 m <sup>2</sup>	17,573円	19,943円	2,370円
200 m <sup>2</sup>	37,593円	42,713円	5,120円
500 m <sup>2</sup>	97,653円	111,023円	13,370円
1,000 m <sup>2</sup>	197,753円	224,873円	27,120円
2,000 m <sup>2</sup>	397,953円	452,573円	54,620円

### 2. 改定時期

- 6月使用分（7月請求分）から使用料が改定します。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した水道料金の基本料金減免施策が3月請求分で終了し、4月請求分から通常料金を請求しています。

### 3. その他

- 公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に伴い、くみ取り手数料も改定します。（令和5年6月1日から）

	現行	改定
基本料金	1800まで1,620円	1800まで1,836円
超過料金	10ごと9円ずつ加算	10ごと10.2円ずつ加算

#### 問い合わせ先

上下水道課 管理係

担当：山崎

電話：0772-43-9031

使用水量別比較表 (1ヵ月、税込み)

使用量	現行料金	改定後料金	増加額
8 m <sup>3</sup>	1,315円	1,485円	170円
10 m <sup>3</sup>	1,425円	1,617円	192円
20 m <sup>3</sup>	2,954円	3,355円	401円
30 m <sup>3</sup>	4,582円	5,203円	621円
40 m <sup>3</sup>	6,320円	7,183円	863円
50 m <sup>3</sup>	8,113円	9,218円	1,105円
100 m <sup>3</sup>	17,573円	19,943円	2,370円
200 m <sup>3</sup>	37,593円	42,713円	5,120円
500 m <sup>3</sup>	97,653円	111,023円	13,370円
1,000 m <sup>3</sup>	197,753円	224,873円	27,120円
2,000 m <sup>3</sup>	397,953円	452,573円	54,620円

一般的なご家庭の場合

(使用量 20 m<sup>3</sup>/月)

2,954円 → 3,355円  
(401円の増)

※ 6月使用分 (7月請求分) から

**福祉減免制度の創設**  
上下水道使用料の料金改定にあたり、生活困窮者と生活弱者の方への配慮として、公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の一部を減免する制度を創設します。対象者などの制度の詳細は、次号以降にお知らせします。

令和5年6月使用分から  
下水道使用料を改定します。

2月15日に招集された与謝野町議会2月臨時会において、「公共下水道使用料条例の一部改正」などが可決されました。この改正により、6月1日からの下水道使用料および農業集落排水施設使用料について、平均13・1%の値上げをさせていただきます。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 ☎ 43-9031

住環境の向上につながる下水道

下水道事業は、トイレの水洗化や生活雑排水の側溝への放流をなくし悪臭の防止と衛生面を向上させ、町民の皆さまの住環境の向上に役立っています。また、トイレの水洗化は、国際連合が定めた「SDGs (持続可能な開発目標)」の6番目「安全な水とトイレを世界中に」として掲げられています。

審議会からの答申

使用料の改定にあたり、与謝野町上下水道審議会に対し「持続可能な上下水道事業及び農業集落排水事業の経営基盤をつくるための料金改定について」の諮問を行い、同審議会から令和2年12月に「水道料金・下水道料金及び農業集落排水施設使用料の改定」の答申を受けました。内容は、「公営企業における受益者負担の原則のもと、使用料の水

準について検討した結果、京都府流域下水道事業に支払う排水負担金と同等の水準とすることが、妥当であるとの結論に至った(一部抜粋)というものでした。



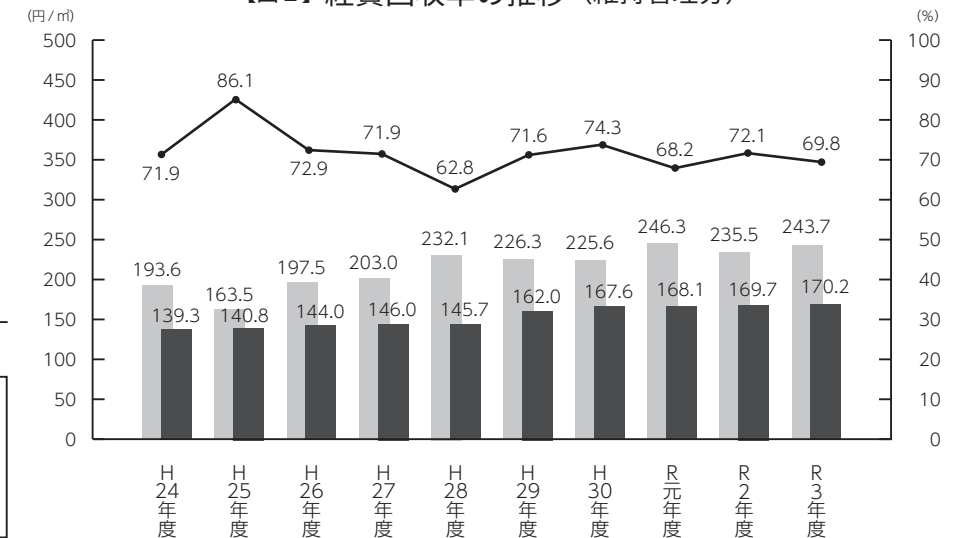
答申(町ホームページ)

持続可能な下水道事業を目指して

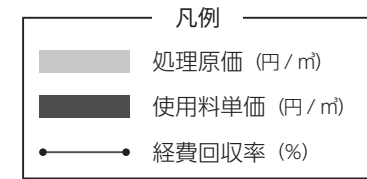
下水道事業は、公営企業として独立採算での運営が求められています。現在の経営状況は、一般会計が負担すべき費用を除いて、必要な費用の7割弱しか下水道使用料で賄えていません(図1)「経費回収率の推移」を参照。

将来世代に下水道事業をつないでいくためには、汚水処理に必要な費用など、ご負担いただくべき費用は、使用者の皆さまにご負担いただくよう段階的に値上げするとともに、適切な維持管理を行うなど、能率的で持続可能な下水道事業の構築をめざします。

【図1】経費回収率の推移(維持管理分)



「経費回収率」とは？  
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標のことで、使用料水準などを評価することが可能です。



令和5年6月1日から  
くみ取り手数料を改定します。

2月15日に招集された与謝野町議会2月臨時会において、「与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」が可決されました。この改正により、基本料金と超過料金をそれぞれ値上げをさせていただきます。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎ 衛生プラント ☎ 42-2242

野田川衛生プラントの事業収支は、人口減少および公共下水道の普及に伴うくみ取り量の減少等により、年々赤字額が増大している現状です。今後も事業を継続していくため、6月1日以降のくみ取り料を下表のとおり値上げをさせていただきます。なお、浄化槽清掃業者による浄化槽汚泥を処理した場合の施設使用料も、同日から値上げとなります。

項目	現行	改定
基本料金	180 ℓまで 1,620円	180 ℓまで 1,836円
超過料金	1 ℓごとに9円 ずつ加算	1 ℓごとに10.2円 ずつ加算

※ 引き続き、くみ取り時に必要最低限の水の使用にご理解をお願いします

— 手数料改定後のお支払い額 —

《例》くみ取り量 236 ℓ

【基本料金 (A)】 180 ℓまで 1,836円

【超過料金 (B)】 180 ℓを超えた 56 ℓ × 10.2円 = 571円

(1円未満切り捨て)

【請求額】 2,407円 (A + B)

# Press Release

## 報道各社 御中



令和5年4月27日  
与謝野町

### 公共下水道使用料などの改定に伴い、福祉減免制度を創設します ～毎月の使用料の10%相当額を減額～

与謝野町では、ひとり親世帯などの生活困窮世帯に対する生活支援を目的として、ひとり親世帯などの生活困窮世帯を対象に、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の毎月の使用料の10%相当額を毎月の請求から減額します。

なお、減免については、事前申請が必要です。

#### 1. 対象世帯等

- (1) ひとり親世帯
- (2) 障害者（障害者手帳1級及び2級所持者）が世帯主の世帯
- (3) 75歳以上のみの世帯（所得要件あり）
- (4) 障害児を養育している世帯
- (5) その他町長が必要と認めた者

いずれの場合も、以下の条件が付されます。

- (1) 町民であること
- (2) 病院や社会福祉施設などに入院や入所していないこと
- (3) 上下水道料金等の滞納がないこと
- (4) 生活保護の受給世帯でないこと
- (5) 75歳以上の世帯については、同居の世帯がないこと

#### 2. 申請開始時期

令和5年5月1日（月）予定

#### 3. 制度適用期日

令和5年6月使用分（7月請求分）から適用

#### 問い合わせ先

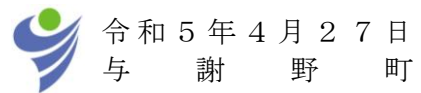
上下水道課 管理係

担当：赤西

電話：0772-43-9031

## Press Release

## 報道各社 御中

**自立型エネルギーの普及を支援します  
～家庭向け太陽光発電・蓄電設備導入費補助金～**

与謝野町では、与謝野町内にある個人住宅におけるエネルギーの自立化を図るため、与謝野町地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電による電気の発電だけでなく、再生可能エネルギーで自ら電気を「創り、貯め、賢く使う」自立型エネルギーの普及を目指して、太陽光発電と蓄電地の同時導入を促進するため補助金を交付します。

**1. 補助対象者**

与謝野町内で自ら居住する町内の住宅に太陽光発電・蓄電池（未使用品）を同時に設置又は増設する方

**2. 補助対象設備****(1) 太陽光発電設備**

1キロワット当たり15,000円を乗じて得た額（上限4キロワット、60,000円）

**(2) 蓄電設備**

1キロワット当たり15,000円を乗じて得た額（上限6キロワット、90,000円）

※ あわせて最大150,000円を補助金として交付するものです

※ 補助基数 5基（予定）

**3. 申込期間**

令和5年4月3日（月）～随時（予定基数になり次第終了）

**4. その他**

平成28年度から令和4年度までの実績：19件

**問い合わせ先**

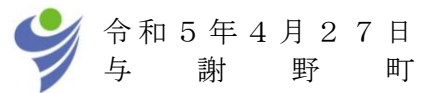
農林環境課 地球温暖化対策室

担当：糸井

電話：0772-43-9023

# Press Release

## 報道各社 御中



### 4 つの補助金により生産基盤・人材育成を支援します ～織物事業者に対する支援を拡充～

町内の織物業及びその他関連産業の振興及び発展を図るため、各事業者が行う設備投資等の取り組みに対し支援を行い、織物産地の基盤維持を目的として、町内の織物事業者に対し、4 つの補助金により生産基盤・人材育成の支援を行います。

#### 1. 補助対象者

町内の織物事業者

#### 2. 補助制度概要

##### (1) 与謝野町内製化支援事業補助金（新設）

他社の業務を引き継いだ上で、新たに自らの要員等で実施する事業

新たに導入する準備工程及び製織工程等の関連工程において、担い手の技術力向上に資する事業

・ハード 補助率：2分の1 上限額：200万円

・ソフト 補助率：4分の3 上限額：50万円

##### (2) 与謝野町生産基盤支援事業補助金（継続）

小幅織機設備の更新、改修、新設、増設

・補助率：3分の1 上限額：100万円

##### (3) 与謝野町生産設備広幅化支援事業補助金（継続）

広幅織機及び広幅専用整経機等の広幅織機関連設備の新設、増設、更新及び改良事業

・補助率：2分の1 上限額：250万円

※ 京都府補助事業併用の場合、補助率は3分の1

##### (4) 与謝野町小規模生産基盤支援事業補助金（継続）

織物業又は関連産業の事業者がおこなう小規模な生産基盤整備のために行う織機設備の新設、更新及び改良事業

・補助率：3分の1 上限額：10万円未満

#### 3. 申込期間

令和5年4月3日（月）～5月31日（水）

#### 問い合わせ先

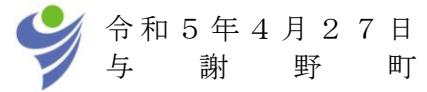
産業観光課 商工振興係

担当：荒木

電話：0772-43-9012

# Press Release

## 報道各社 御中



### 地域の新たな挑戦を応援します ～クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業補助金～

地域活性化につながる特色ある事業(ビジネスチャレンジ事業、地域づくり事業)を行う事業者や団体へ支援を行うため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、集まった資金を財源として補助金を交付します。

#### 1. 補助対象者

町内に本店がある中小企業者等又は活動の拠点を町内におく地域づくり団体

#### 2. 補助制度概要

補助対象事業に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附があった額の合計額から、手数料等(寄附に対する返礼品を要する者から寄附された額の合計額の2分の1の額及び寄附に対する返礼品を要さない者から寄附された額の合計額の5分の1の額の合計額(この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額))を除いた額。

※ 他の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象事業費から当該補助金等の額を除いた額を限度とする。

#### 3. 申込期間

令和5年6月1日(木)～6月16日(金)

※ 事前相談期間 5月31日(水)まで

#### 4. その他

##### ■令和4年度実績

- ・ビジネスチャレンジ事業 2件：寄附金総額 5,716,000円
- ・地域づくり事業 0件

##### ■事業の承認について

審査会(副町長、商工会、金融機関、中小企業診断士、学識経験者のうち町長が委嘱)を組織し、審査を行います。

#### 問い合わせ先

##### 【ビジネスチャレンジ事業】

産業観光課 商工振興係

担当：荒木

電話：0772-43-9012

##### 【地域づくり事業】


企画財政課 地域協働係

担当：井上

電話：0772-43-9015

## Press Release

## 報道各社 御中


 令和 5 年 4 月 27 日  
 与 謝 野 町

## 4 年ぶりに復活 ～加悦谷祭、岩滝祭、曳山祭～

与謝野町内では、毎年 4 月中下旬からゴールデンウィークにかけ、町内各所で春の例祭が行われています。本年度は、4 年ぶりに開催される地区もあり、少しずつ本来の祭りの姿に戻ってきています。本年度のスケジュールをお知らせします。

### 1. スケジュール (予定)

日程	地区	時間 (予定)	場所	内容
4 月 30 日 (日)	石川	午後 1 時	石川公民館	祭礼
		午後 1 時 30 分	物部神社	祭礼
		午後 4 時	大宮神社	祭礼
	岩屋	午後 2 時	西林寺会館	祭礼
	与謝	午後 3 時	二ツ岩	担い屋台
	弓木	午後 4 時 15 分	大内公園	子ども祭
5 月 1 日 (月)	男山	午前 6 時 30 分	八幡神社	神事、神輿
	弓木	午前 9 時	大内公園	神楽、こども太鼓
	岩滝連合区	午前 10 時	板列神社 役場本庁舎	神楽、子ども神楽
	石田	午後 1 時	木積神社	太刀ふり、神楽
5 月 3 日 (水)	三河内	午後 7 時	打出所	祭礼
5 月 4 日 (木)		午後 3 時	打出所	祭礼

### 2. その他

詳細は、与謝野町観光協会（0772-43-0155）にお問い合わせください。